

防犯カメラシステム機器仕様書

1 設置校数 13校 （別紙参照）

2 1校当たりの機器台数

（１）バレットカメラ（屋外型）	3台
（２）録画装置	1台
（３）液晶ディスプレイ	1台

3 満たすべき機能等

（１）バレットカメラ（屋外型）

- ・総画素数200万画素以上であること。
- ・デイナイトカメラであること。
- ・赤外線照射距離が40m以上あること。
- ・最低被写体照度が0.005Lux、IR ON 0Luxであること。
- ・バリフォーカルレンズが2.8～12mmであること。
- ・視野角が水平100°以上あること。
- ・逆光補正としてDWDRを備えていること。
- ・防水機能として防水等級IP66以上であること。
- ・動作環境として-20℃～+50℃、RH95%未満であること。
- ・マイクを内蔵していること。

（２）録画装置

- ・映像入力は4ch、カメラに準じた映像方式であること。
- ・映像出力はHDMI、VGA各1を備え、液晶ディスプレイとHDMIケーブルで接続すること。その際の解像度は1080Pとする。
- ・画面表示は単画面および4分割で切り替え表示できること。
- ・内蔵HDDは4TB以上であること。
- ・カメラ3台接続で標準画質、解像度1080P、5fpsで15日間程度録画を保持する設定にすること。

- ・USB端子を前面と背面に備えていること。
- ・USB接続のマウス操作が可能なこと。
- ・USBデバイスに録画データがコピーできること。
- ・バックアップデータはWindowsMediaPlayerで再生でき、再生時の西暦、月、日、時間、分、秒まで表示されること。
※時刻表示無しやアプリのインストールを必要とするものは不可。
- ・バックアップデータには全ch、音声も記録されること。
- ・上書き機能により、古いデータは順次新しいデータに書き換えできること。

(3) 液晶ディスプレイ

- ・21.5型以上であること。
- ・HDMIおよびVGA入力端子を備えていること。
- ・HDMI接続時に1080Pで表示できること。
- ・録画装置とHDMIケーブルで接続して設置すること。

(4) カメラ電源

- ・録画装置、液晶ディスプレイの設置位置に一元管理できるよう設置すること。
- ・4ch以上対応できること。
- ・S-5C-FBで200mまで接続使用できること。

(5) カメラ設置場所

- ・基本的には児童、生徒、保護者等の来校者が確認できる校舎等の壁面への設置を想定します。ただし、場合によっては既存のポールへの設置もあり得ます。
※下記4（4）を参照。

4 契約の条件

- (1) 防犯カメラシステムの賃貸借期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日までとする。

ただし、この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本市の賃借料に係る予算が措置されない場合は、当該予算が措置されない会計年度の前年度の最終日をもって契約の解除を行うものとする。この場合、本市は当該最終日の2か月前までに、賃貸人に通知するものとする。

- (2) 学校への設置は、令和6年9月25日までに終了し、同月中に稼動できること。

なお、防犯カメラシステムの賃貸借期間前の稼働期間は試験運用期間とし、賃借料は発生しないものとする。

- (3) 賃借料（遅延利息を含む。）のほか、本市に費用負担は発生せず、防犯カメラシステムの設置、保守、撤去（※）に係る一切の費用は、賃貸人が負担すること。

（※）下記（11）を参照

- (4) 防犯カメラの設置場所は、1校3箇所とし、各設置校と打合せのうえ、下記項目5「防犯カメラシステムの標準的設置位置の例」を参考に設置場所を決定し、振動のないように取付けること。

- (5) 録画装置および液晶ディスプレイの設置場所については、職員室または事務室を標準に各設置校と打合せのうえ決定すること。

- (6) 防犯カメラ、録画装置等に接続する同軸ケーブルはS-5C-FBを使用すること。

- (7) 防犯カメラシステム設置後、機器の設置場所を変更したい要望が学校からあった場合は、契約初年度に限り防犯カメラ1台につき1回、録画装置および液晶ディスプレイについても1回まで架け替え工事を無償で行うこと。

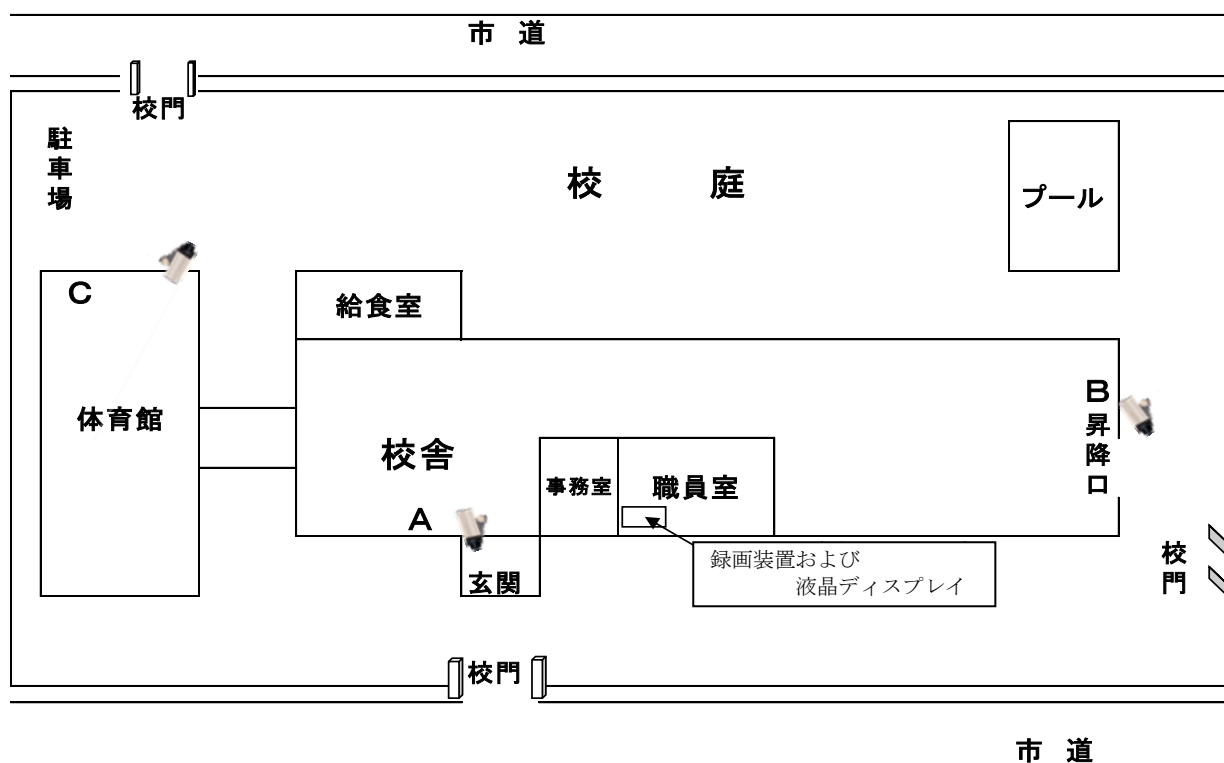
- (8) 試験運用期間を含め、設置した防犯カメラシステムに不具合・故障等が発生した場合は、直ちに技術員を設置校に派遣し、正常な状態に回復させること。

- (9) 防犯カメラシステムについて、動産総合保険を付すること。

- (10) 前号の動産総合保険の対象にならない損害（地震や津波等を想定）については、無償で保証する保証プランを付すること。

- (11) 賃貸借期間が終了したとき、又は賃貸借契約が解除されたときは、防犯カメラシステム機器一式を速やかに撤去すること。

5 防犯カメラシステムの標準的設置位置の例



カメラA 玄関や校門を利用する者（主に来校者）が確認できる位置

カメラB 校門を利用する者（主に児童生徒や保護者）が確認できる位置

カメラC 校門を利用する者（主に自動車での来校者）が確認できる位置

録画装置および液晶ディスプレイ 事務室や職員室（職員がいることが多い場所）

※上記の位置を標準とするが、各設置校と事前打合せを行って具体的な設置場所を決定すること。

防犯カメラ設置校

No	小学校名	住 所	新規・更新
1	寒川小学校	中央区寒川町1-205	新規
2	坂月小学校	若葉区坂月町298	新規
3	横戸小学校	花見川区横戸町1005	新規
4	更科小学校	若葉区更科町2073	新規
5	川戸小学校	中央区川戸町450	新規
6	西小中台小学校	花見川区西小中台3-1	新規
7	千草台東小学校	稲毛区作草部町1298-1	新規
8	高洲第四小学校	美浜区高洲1-15-1	新規
9	稲浜小学校	美浜区稲毛海岸2-3-2	新規
10	作新小学校	花見川区作新台7-2-1	更新
11	打瀬小学校	美浜区打瀬1-3-1	更新

No	中学校名	住 所	新規・更新
1	更科中学校	若葉区更科町2112	新規
2	土気南中学校	緑区あすみが丘4-38	更新

※カメラ更新校3校の既存のカメラ等の機器の撤去については、新たに設置する前までに
こちらで撤去をしておきます。